

自宅再建利子助成事業給付金



制度趣旨

令和6年能登半島地震により、居住していた住宅に一定の被害を受けた方等が、県内で住宅を新築、購入、補修するために、金融機関等から融資を受けた際の借入額に係る利子の全部又は一部に対する助成制度です。

対象者

県内で被災し、県内で住宅を再建した、次の（１）から（３）の全てに該当する方（法人を除く）

※「地域福祉推進支援臨時特例給付金」との併給はできません。

（１） 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する方

- （ア） 罹災証明書で半壊以上の判定を受けた世帯
- （イ） 敷地被害解体世帯
- （ウ） 長期避難世帯の認定期間中に、住宅再建した世帯
- （エ） 応急仮設住宅等（建設型応急仮設住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅目的外使用）の入居者であり、供与期間内に住宅再建した世帯

（２） 再建した住宅に入居する年の前年の収入（所得）額が、次の要件を満たす方

- ・ 給与収入のみの世帯：世帯年収が600万円以内
- ・ 給与収入以外の収入がある世帯：世帯所得が440万円以内

※23歳未満の被扶養者がいる世帯は、世帯収入（所得）の制限はありません。

※高齢者、障がい者がいる世帯は、世帯所得要件の緩和(控除)があります。

（３） 本人又は親族が、住宅再建のために金融機関等から融資を受けている

給付金額

上限300万円（１世帯につき１回限り）

申請期限

再建先の住宅へ入居完了後、原則6か月以内に申請が必要です。

① 令和6年3月28日までに住宅を再建し、その住宅に入居した方

→令和6年9月30日まで

② 令和6年3月29日以降に住宅を再建し、その住宅に入居する方

→入居日から起算して6か月経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い日

申請方法

申請には申請書類の他に添付書類が必要です。
詳しくは県ホームページをご確認ください。



▲ 利子助成給付金HP

石川県 利子助成給付金  検索

【窓口】 以下の窓口で申請を受け付けています。

場所		受付時間
七尾市	パトリア 4 階 総合支援窓口	月～日 9～17時
輪島市	輪島市役所 1 階	月～金・日 9～17時
	門前総合支所	月・金・日 9～17時
	東陽中学校	火・木・土 10～15時
珠洲市	珠洲市役所1階	月～土 9～17時
志賀町	志賀町役場1階	月～土 9～17時
	富来活性化センター 町民大ホール	月～土 9～17時
穴水町	穴水町役場1階	月～土 9～16時
能登町	能登町役場 1 階	月～金 9～16時
県庁	石川県庁1階	月～金 9～17時

【郵送】

【郵送先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県利子助成給付金事務局 宛



- 送付する封筒には必ず、差し出し人の住所・氏名をご記入ください。
- 申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着が確認できる書留やレターパック等の使用をおすすめします。



自宅再建利子助成給付金を装った詐欺にご注意ください

自治体の職員等が以下のことをすることは **絶対にありません！**



- ✕ ATM の操作をお願いすること
- ✕ 自宅に訪れ、キャッシュカード等を預かること
- ✕ 受給に当たり、手数料の振り込みを求めること

不審に思ったらご相談ください。

- ◆ お住まいの市町担当窓口
- ◆ 最寄りの警察署または警察相談専用電話 **#9110**
- ◆ 消費者ホットライン（局番なし）**188（いやや！）**

お問い合わせ先

自宅再建利子助成事業給付金コールセンター

コールセンター受付時間 9:00～17:00

（土日祝日を含む。年末年始は12/28～1/3はお休み）

TEL **076-225-1968**